

大崎市病院事業職員の処分について

このことについて、令和3年8月31日付で下記のとおり大崎市病院事業職員の懲戒処分を行いましたので、大崎市病院事業職員の懲戒処分に関する公表基準に基づきお知らせします。

記

◇酒気帯び運転

- 1 被処分者 30代 医療技術職
- 2 処分の内容 停職3月
- 3 処分事案の概要

当該職員は、同僚らと令和3年5月21日大崎市古川の飲食店で飲酒したあと、駐車場に駐車していた自家用車を運転して帰宅する途中、大崎市古川千手寺町付近において、酒気帯び運転で検挙されたもの。

このことは、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当することから懲戒処分を行ったもの。

◆管理者コメント

この度、法令を遵守する立場である当院職員が、酒気帯び運転により、患者様、市民の皆様、そしてコロナ禍で医療従事者を応援してくださる皆様の信頼を損ねたことについて、心から深くお詫び申し上げます。

今後このようなことが再び起きないように、全職員に対し交通ルールの厳守と服務規律の徹底を図り、皆様からの信頼を回復できるよう取り組んでまいります。